

## 代表質問用紙

議席番号	氏名	都道府県
	森 俊明	徳島県
<p><b>題名</b></p> <p>アフターコロナ・ポストコロナを見据え、コロナ禍で疲弊した有床診療所の体力回復をはかり、地域のかかりつけ医機能・入院機能を発揮するための有床診療所への一層支援、並びに有床診療所の世界文化遺産への登録について</p>		
<p><b>背景</b></p> <p>日本医師会では有床診療所に係わる活動として、有床診療所委員会、日医総研、また全国有床診療所連絡協議会との共催事業など、有床診療所へのご理解・サポートに感謝を申し上げます。</p> <p>昨年、本県の有床診療所に新型コロナウイルス感染症への対応に関するアンケートを実施し回答を得た中で、ワクチン接種を実施した施設が85%、診療・検査医療機関が78%、さらに30%の施設で感染者の入院受け入れ等、予想以上の施設においてコロナ対応に従事していた。しかし小規模施設であるが故、外来・病棟におけるゾーニングや感染対策に関する職員の意識付けや対応に苦慮し、更には通常医療との調整、また職員自身の感染による人員不足などで疲弊を招いているのが現状である。</p> <p>今春、新型コロナウイルス感染症の局面が国を挙げて変わろうとしている中、有床診療所も今後を見据え、まずは診療所自体の体力回復と通常医療への移行に向けての課題に向き合うことが重要となる。</p> <p>有床診療所は地域において、在宅医療の拠点、緊急時入院対応、終末期医療、専門医療の提供など、様々な機能形態を担っており地域包括ケアシステムの中で大きな役割が期待されている。特に中山間地区などの医療機関少数地域においては、有床診療所が広大な診療圏において唯一の入院施設であることも少なくない。</p> <p>しかし現状における有床診療所の経営状況は大変厳しく、また施設数の減少にも歯止めがかかっておらず、今後、医療過疎地域における入院病床の減少は地域包括ケアシステムの構築等において大きな障害になると考えられる。</p> <p>有床診療所が存続し病床を維持できるようにするための課題として、スタッフ不足、働き方改革に逆行するような医師の業務負担、施設の老朽化と承継問題、入院部門の大きな赤字など、枚挙にいとまがないのが現状である。</p> <p>有床診療所の原点は、享保7年（1722年）に設立された小石川養生所である。小石川養生所は、「赤ひげ」でおなじみの町医者小川箆船が目安箱へ投書を行ったことを受け、生活困窮者の恒久的な救済を考えていた徳川吉宗が、上申を採用することにより設立された。これは日本で最初に病床を併設する診療所である。現代の有床診療所とも理念が共通することから、創設日となる12月4日は「有床診療所の日」に制定されている。有床診療所は日本固有の医療文化であり、過去・現在・未来にわたり地域医療に欠かすことができない医療資源として後世に守り伝えていかなければならない。</p>		

### 質問事項

2025年問題を目前にした次期診療報酬改定は、医療・介護報酬・障害福祉のトリプル改定であり、今後の方向性を決める重要な改定とも言われている。アフターコロナ、ポストコロナを見据えた中で、地域医療構想、地域包括ケアシステムの構築・推進において、病床の少数スポットとも言える地域で、かかりつけ医機能や入院機能を発揮する有床診療所が無床化や廃院に追い込まれることのないように、有床診療所への一層の支援など行政・政府へ更なる積極的な提言を行う必要があると考えるが、日医のご所見をお伺いしたい。

併せて、世界に類を見ない日本固有の医療文化である有床診療所という施設形態を世界文化遺産に登録するべく、政府に働きかけていただきたい。

※ 背景と質問事項をあわせて1,400字以内（5分以内）を目安とする。

条約の概要

ユネスコ無形文化遺産について

2003年(平成15年) **無形文化遺産保護条約** 採択〔2004(H16)年 日本締結(世界で3番目), 2006(H18)年 発効〕

【目的】 ■ 無形文化遺産の保護

■ 無形文化遺産の重要性及び相互評価の重要性に関する意識の向上 等

【内容】 ■ 「**人類の無形文化遺産の代表的な一覧表(代表一覧表)の作成**

■ 「緊急に保護する必要のある無形文化遺産の一覧表」の作成

締約国数:180

■ 無形文化遺産基金による国際援助 等

我が国の無形文化遺産登録(代表一覧表記載)状況等

現在 **22件**  
世界全体では567件

- 重要無形文化財
- 重要無形民俗文化財
- 登録無形文化財
- 選定保存技術
- 文化審議会決定

2008 (H20)	のうがく <b>能楽</b>	にんぎょうじゅうりょうぶんらく <b>人形浄瑠璃文楽</b>	かぶき <b>歌舞伎</b>
2009 (H21)	ががく <b>雅楽</b> おくのとのあえのこと <b>奥能登のあえのこと</b> 【石川】 だいにちどうぶがく <b>大日堂舞楽</b> 【秋田】	おぢやちぢみ・えちごじょうふ <b>小千谷縮・越後上布</b> 【新潟】 はやちねかぐら <b>早池峰神楽</b> 【岩手】 だいまくたて <b>題目立</b> 【奈良】	あきうのたうえおどり <b>秋保の田植踊</b> 【宮城】 あいぬこしきぶよう <b>アイヌ古式舞踊</b> 【北海道】
2010 (H22)	くみおどり <b>組踊</b>	ゆうきつむぎ <b>結城紬</b> 【茨城・栃木】	
2011 (H23)	みぶのはなたうえ <b>壬生の花田植</b> 【広島】	さだしんのう <b>佐陀神能</b> 【島根】	ほんみのし ちちがまつりのやたいぎょうじとかぐら たかやままつりのやたいぎょうじ おがのなまはげ 【情報照会】本美濃紙, 秩父祭の屋台行事と神楽, 高山祭の屋台行事, 男鹿のナマハゲ
2012 (H24)	なちのでんがく <b>那智の田楽</b> 【和歌山】		
2013 (H25)	わしよく <b>和食; 日本人の伝統的な食文化</b>	にほんじんのでんとうきなしよくぶんか	
2014 (H26)	わし <b>和紙: 日本の手漉和紙技術</b> 【石州半紙, 本美濃紙, 細川紙】	にほんのてすきわしきじゆつ	せきしゅうばんし ほんみのし ほそかわし ※2009年に無形文化遺産に登録された石州半紙【島根】に国指定重要無形文化財(保持団体認定)である本美濃紙【岐阜】, 細川紙【埼玉】を追加して拡張登録。
2016 (H28)	やまほこやたいぎょうじ <b>山・鉾・屋台行事</b>	※2009年に無形文化遺産に登録された京都祇園祭の山鉾行事【京都】, 日立風流物【茨城】に, 国指定重要無形民俗文化財である秩父祭の屋台行事と神楽【埼玉】, 高山祭の屋台行事【岐阜】など31件を追加し, 計33件の行事として拡張登録。	
2018 (H30)	らいほうしん かめんかそうのかみがみ <b>来訪神: 仮面・仮装の神々</b>	※2009年に無形文化遺産に登録された飯島のトシドン【鹿児島】に, 重要無形民俗文化財である男鹿のナマハゲ【秋田】, 能登のアマメハギ【石川】, 宮古島のバントウ【沖縄】, 遊佐の小正月行事(アマハゲ)【山形】, 米川の水かぶり【宮城】, 見島のカセドリ【佐賀】, 吉浜のスネカ【岩手】, 薩摩硫黄島のメンドン【鹿児島】, 悪石島のボゼ【鹿児島】を追加して拡張登録。	
2020 (R2)	でんとうけんちくこうじょうのわざ <b>伝統建築工匠の技: 木造建造物を受け継ぐための伝統技術</b>	もくぞうけんぞうぶつをうけつぐためのでんとうぎじゆつ	※2009年に提案したものの未審査となっていた国の選定保存技術「建造物修理・木工」に「檜皮葺・柿葺」「建造物装飾」等を追加し, 計17件の技術として登録。
2022 (R4)	ふりゅうおどり <b>風流踊</b>	※2009年に無形文化遺産に登録されたチャッキラコ【神奈川】に, 国指定重要無形民俗文化財である綾子踊【香川】など40件を追加し, 計41件の伝統芸能として拡張登録。	
提案中	でんとうきさけづくり <b>伝統的酒造り: 日本の伝統的なこうじ菌を使った酒造り技術</b>	にほんのでんとうきなこうじきんをつかったさけづくりぎじゆつ	

登録までの流れ

- 締約国からユネスコに申請(毎年3月)
- 【各年, 約60件の審査件数の制限】
- \* 無形文化遺産の登録のない国の審査を優先
- \* 我が国の案件は実質2年に1回の審査となっている
- ↓
- 評価機関による審査
- ↓
- 政府間委員会において決定(翌年11月頃)
- ① 記載(inscribe)
- ② 情報照会(refer)⇒ 追加情報の要求
- ③ 不記載(not to inscribe)

登録基準 <無形文化遺産保護条約運用指示書(抜粋)>

- 申請国は, 申請書において, 代表一覧表への記載申請案件が, 次のすべての条件を満たしていることを証明するよう求められる。
- 1. 申請案件が条約第2条に定義された「無形文化遺産」を構成すること。
  - (a) 口承による伝統及び表現 (b) 芸能 (c) 社会的慣習, 儀式及び祭礼行事
  - (d) 自然及び万物に関する知識及び慣習 (e) 伝統工芸技術
- 2. 申請案件の記載が, 無形文化遺産の認知, 重要性に対する認識を確保し, 対話を誘発し, よって世界的に文化の多様性を反映し且つ人類の創造性を証明することに貢献するものであること。
- 3. 申請案件を保護し促進することができる保護措置が図られていること。
- 4. 申請案件が, 関係する社会, 集団および場合により個人の可能な限り幅広い参加および彼らの自由な, 事前の説明を受けた上での同意を伴って提案されたものであること。
- 5. 条約第11条および第12条に則り, 申請案件が提案締約国の領域内にある無形文化遺産の目録に含まれていること。